

8東彼杵町告示第73号

東彼杵町起業家等支援補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和8年7月1日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町起業家等支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

東彼杵町起業家等支援補助金交付要綱（平成２８年告示第５０号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(補助対象者) 第2条 補助金の交付対象者は、次の(1)から(6)に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1) (略) (2) 法人にあつては、<u>会社、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他町長が地域課題の解決等に資すると認める法人</u>(常時使用する従業員の数が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に定める数以下のものに限る。))であつて、町内において新たに法人を設立し、事業を開始する者または、既に町外で法人を営んでいる場合は、町内に新たに事業所(支店・営業所等を含む)を設置し、当該事業所において事業を開始する者であること。なお、法人設立日または事業所設置日から起算して3年未満である場合も対象とする。 (3)～(8) (略) <u>2 前項第2号に規定する「常時使用する従業員」には、法人の役員を含まないものとする。</u>	(補助対象者) 第2条 補助金の交付対象者は、次の(1)から(6)に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1) (略) (2) 法人にあつては、<u>中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に定める小規模企業者</u> _____であつて、町内において新たに法人を設立し、事業を開始する者または、既に町外で法人を営んでいる場合は、町内に新たに事業所(支店・営業所等を含む)を設置し、当該事業所において事業を開始する者であること。なお、法人設立日または事業所設置日から起算して3年未満である場合も対象とする。 (3)～(8) (略) [新設]

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。